

令和8年(2026年)8月28日

学校職員に対する懲戒処分について

2026年8月28日付けで、下記のとおり学校職員に対して懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1	被処分者	札幌市立小学校 教諭 女性 60歳代
	処分内容	停職1月
	事案概要	不適切な事務処理 被処分者は、2022年2月から2026年3月にかけて、保護者から提出された日本スポーツ振興センター災害共済給付金の申請書類の一部を保管したまま失念し、10件分総額32,922円の給付金の請求を怠った。 また、2026年3月から4月にかけて、未処理の給付金申請書類等を含む文書を自宅に持ち出すとともに、校内の執務室外にある職員が出入りする物品庫に放置した。 なお、本件被処分者は、過去に同様の不適切な事務処理により懲戒処分を受けている。
2	被処分者	札幌市立中学校 非常勤講師 男性 60歳代
	処分内容	減給3月
	事案概要	人身交通事故 被処分者は、2026年2月8日（日）午後0時46分ごろ、私用で自家用車を運転中、厚別中央3条3丁目付近の交差点にて、赤信号を見落として交差点に進入しようとしたところ、右方道路から信号に従って交差点に進入した自動車と衝突し、当該車両の運転手に加療1週間を要する右手関節捻挫の傷害を、当該車両の同乗者に加療1カ月を要する左第5肋骨骨折等の傷害をそれぞれ負わせた。 この結果、被処分者は違反点数8点と免許停止30日間の行政処分を受けるとともに、略式起訴され罰金60万円の刑事処分を受けた。